（注17）　事業が終了した時点で必要となる、解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理にかかる費用について記載すること。

（注18）　発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。

（注19）　発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注20）　右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注21）　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注22）　標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。

（注23）　当該申請に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。

（注24）　公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注25）　登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注26）　建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。

（注27）　発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。

（注28）　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。

（注29）　ＲＰＳ設備であった発電設備等について認定申請する場合は、当該発電設備の売電開始年月日を証する書類を添付すること。

（注30）　当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者が法人である場合には資本関係等を有する者の名称）を明らかにする書類を添付すること。

（注31）　当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。

（注32）　発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。

（注33）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第２（第４条の２関係）

10kW未満の太陽光発電事業計画認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　住　　所　（〒　　―　　）
（注１）
氏　　名
（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　―

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第９条第１項の規定に基づき、10kW未満の太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

10kW未満の太陽光発電事業計画　　第１表による

担当経済産業局（注２）

第１表　10kW未満の太陽光発電事業計画

事業計画内容			備考
事業者名（注３）			□地方税法第七十二条の四に規定する法人
法人番号（注４）			
法人の代表者氏名（注３）	役職		
	氏名		
法人の役員氏名（注５）	役職		□別紙あり
	氏名		
	役職		
	氏名		
	役職		
	氏名		
事業者の住所（注３）		（〒　　―　　）	
発電設備の出力（kW）（注６）			
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□	有（　　kW）（自立運転機能　　kW）	
	□	無	
給電用コンセントの有無	□	有	
	□	無	
発電設備の名称			